(b)　臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c)　司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に効力を生じ、委員会によって指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知されている場合

14.　加盟国は、上記12の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

15.　上記12の規定の措置は、指定された個人が、そのような個人のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が直接又は間接に12の規定により指定された個人が支払いを受け取るものではないと決定した場合であって、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の十作業日前までに通知がなされる場合に限る。

制裁委員会／専門家パネル

16.　安全保障理事会仮手続規則の規則28に従って、同理事会の全ての加盟国から構成される同理事会の委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は次の任務を遂行することを決定する。

(a)　加盟国によりとられるこれらの措置を強化し、促進し、改善するために、この決議の9及び12の規定により課された措置の実施を監視すること

(b)　6及び7の規定により特定される行為に関与し得る個人及び団体に関する情報を収集し見直すこと

(c)　上記9の規定により課される措置の対象となる個人を指定し、上記11の規定に従い除外の要請を考慮すること

(d)　上記12の規定により課される措置の対象となる個人及び団体を指定し、上記13の規定に従い除外の要請を考慮すること

(e)　上記により課される措置の実施を促進するために必要に応じて指針を作成すること

(f)　六十日以内に、それ以降は委員会が必要と考える場合に、その作業を安全保障理事会に報告すること

(g)　措置の実施状況につき協議するためにそのような国の代表を委員会に招請することを含め、委員会と関心を有する加盟国、特にその地域の加盟国との間の対話を慫慂すること

(h)　課された措置を効果的に実施するためにとられた行動に関し、有用と考え得るあらゆる情報を全ての国から求めること

(i)　この決議で規定される措置の違反又は不遵守の疑いに関する情報を検証し、適当な行動をとること

17.　全ての加盟国に対し、この決議の9及び12の規定を実施するためにとられた措置に関する情報を、この決議の採択から九十日後に委員会に報告することを要請する。

18.　事務総長に対し、委員会と協議し、委員会の指示の下に最大で五名の専門家から成るグループ（専門家パネル）を当初の期間としてこの決議の採択から十三か月の間に設置し、パネルの作業を支援するために必要な財政及び安全に関する協定を作成することを要請し、二千十六年三月二日までにその任務の更新を検討する意図を表明し、パネルが次の任務を実行することを決定する。

(a)　6及び7の規定により指定された活動に関与している可能性のある個人及び団体の指定に関する情報を委員会に提供することを通じたものを含め、この決議に定める任務を実行する委員会を支援すること

(b)　この決議により決定された措置の実施、特に、以下の21及び22の規定の基準に焦点を当てた不遵守の事例に関する情報を収集し、検証し、分析すること

(c)　最終的な和平合意の達成のための政治プロセスを損なっているか又は適用可能な国際人権法又は国際人道法に違反する活動に参加している個人及び団体に対する、武器及び関連物資及び不正取引網を通じたものを含む関連する軍事的若しくはその他の支援の供給、販売、又は移転に関する情報を収集し、検証し、分析すること

(d)　委員会と協議の後、二千十五年九月一日までに中間報告を、二千十六年二月一日までに最終報告を理事会に提供し、提出の月を除いて、毎月更新すること

(e)　一般に公開されるリストへの掲載理由に関する識別情報及び追加情報の提供を通じたものを含め、この決議により課される措置の対象となる個人及び団体のリストに関する情報の改良及び更新に当たり委員会を支援すること

19.　全ての当事者、加盟国及び国際、地域及び小地域組織に対し、専門家パネルとの協力を確保するよう要請し、全ての関係する加盟国に対し、専門家パネルメンバーの安全及び特に、専門家パネルがその任務遂行のために必要な人員、文書及び場所への妨げられないアクセスを確保するよう更に要請する。

20.　児童と武力紛争担当特別代表及び紛争下の性的暴力担当特別代表に対し、決議第千九百六十号（二千十年）7の規定及び決議第千九百九十八号（二千十一年）9の規定に従い、関連する情報を委員会に共有するよう要請する。

見直し

21.　IGADにより合意された期限である二千十五年三月五日以降及び二千十五年四月一日の暫定的移行期間の開始後再び、及び、その後は六十日毎若しくは必要に応じ、それより頻繁に、状況を見直す意図を表明し、南スーダン政府及び反対勢力が国家統一移行政権を形成し、直接的若しくは間接的な支配の下にある軍が軍事行動、暴力的行動及び人権侵害を停止するための効果的で包括的な措置をとり、人道支援に対する完全なアクセスを可能にするために、武器禁輸及び南スーダンの平和、安全又は安定を脅かす可能性のある上位の個人の指定を含め、状況に応じて適切と考えられ得る制裁を課す意図を表明する。

22.　平和、説明責任及び和解のプロセスにおいて達成された進展に照らし、また、CoH合意及びこの決議の前文で特定されたその他の約束を含む当事者の約束の実施状況及びこの決議の遵守状況に照らし、必要に応じいつでも、追加的措置、措置の修正、停止又は解除を通じた強化を含め、この決議に含まれる措置を調整する用意があることを確認する。

23.　この問題に引き続き関与することを決定する。

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県裾野市茶畑字鎧着山二二五六の一八、二二五六の二五（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鎧着山二二五六の二五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県裾野市茶畑字新梨日向二一〇七の三、二一〇七の四・二一〇七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字新梨二一〇九の一（次の図に示す部分に限る。）、二一〇九の二、字御座尾日影二一二四の一七、二一二四の一八から二一二四の二二まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二一二四の二三、二一二四の二四・二一二四の二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一二四の二七、二一二四の三三から二一二四の三五まで